

○国土交通省告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年一月六日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 独立行政法人水資源機構

第2 事業の種類 一級河川筑後川水系小石原川ダム建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 福岡県朝倉市江川字西荒鼻、字江川山、字東荒鼻、字甘ヶ瀬、字椎木ヶ堂、字琵琶ノ首、字椎場、字松平、字ホクソ木、字栗河内、字フジノ元、字市ヶ平、字広見、字走除、字靱岳及び字アバラキ並びに佐田字木和田及び字ロノ原地内  
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ及び字水浦地内

2 使用の部分 福岡県朝倉市江川字椎木ヶ堂、字甘ヶ瀬、字琵琶ノ首、字松平、字椎場、字靱岳及び字アバラキ並びに佐田字佐田山、字安谷、字彦道、字荒平、字節原及び字木和田地内  
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字水浦地内  
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字水浦地先国有林

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、一級河川筑後川水系佐田川（以下「佐田川」という。）の福岡県朝倉市佐田字木和田地先から一級河川筑後川水系小石原川（以下「小石原川」という。）の同市江川地先までの間を結ぶ導水施設を設置するとともに、小石原川の同市江川地先に多目的ダムを建設する「一級河川筑後川水系小石原川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第4条第5項において準用する同条第1項の規定により、平成17年4月15日付けで国土交通大臣が変更決定した「筑後川水系における水資源開発基本計画」（以下「フルプラン」という。）に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「水資源機構法」という。）第12条第1項第1号の業務として行うダム及び水資源の開発又は利用のための施設の新築であり、法第3

条第34号に掲げる水資源機構が設置する水資源機構法による水資源開発施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、水資源機構法第13条第1項の規定により、水資源機構がフルプランに基づいて「小石原川ダム建設事業に関する事業実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成し、主務大臣である国土交通大臣から平成25年11月6日付けで変更認可を受けており、同法第17条第3項に基づき平成18年4月6日付けで工事を開始する旨を公示していることなどから、起業者である水資源機構は、本体事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一級河川筑後川水系筑後川（以下「筑後川」という。）の右支川である小石原川は、その源を福岡県朝倉郡東峰村立ヶ隠付近に発し、久留米市、三井郡大刀洗町、朝倉市、朝倉郡東峰村を流域として、山間部を流下し、中流より扇状地形を形成して平野部を南下し、久留米市で筑後川に合流する、流路延長34.5km、流域面積85.9km<sup>2</sup>の一級河川である。

小石原川は、朝倉市等の下流域の耕地等に対する水源としてだけでなく、福岡県南広域水道企業団を構成する久留米市等9市4町（久留米市、朝倉市、大川市、大牟田市、小郡市、筑後市、みやま市、柳川市、八女市、三潴郡大木町、三井郡大刀洗町、朝倉郡筑前町及び八女郡広川町）や福岡市等の水道用水、朝倉市の工業用水等に広く利用されており、流域の社会経済活動を支える重要な河川である。

しかし、小石原川流域は梅雨期に降雨が集中し、この時期に多くの洪水被害が発生している。特に昭和28年6月の洪水では、朝倉郡内（現在の朝倉市、朝倉郡東峰村及び同郡筑前町）で死者23名、浸水家屋4,401戸、そのうち流失家屋92戸という被害が発生した。近年においても、平成24年7月に氾濫危険水位を超過する出水が生じ、朝倉市で堤防の一部が崩れたほか、家屋の浸水被害等も発生している。

また、このように小石原川流域では幾度も洪水被害が発生している一方、小石原川を含む筑後川水系の河川流域では、近年においても頻繁に渇水に見舞われている。平成6年、平成14年及び平成22年の渇水では、200日を超える取水制限を行っており、既得水利権者の安定的な取水に大きな影響を与えた。また、小石原川及び佐田川では、渇水により河川流量が減少し、瀬切れが起きるなど、動植物の生息及び生育環境や河川の水質保全に影響を及ぼしている。

さらに、本件事業を水源とする水道用水の供給対象地域である久留米市等9市4町及びうきは市（以下「福岡県南地域」という。）は、水道普及率・下水道普及率が福岡県内の他の地域に比べて低く、今後の上下水道整備に伴う新たな水需要に対応する必要がある。

加えて、筑後川水系の利水計画は、10年に1回程度発生し得る規模の渇水に対応することを目標としており、本件事業は昭和36年を計画基準年として利水容量を決定しているところ、昭和53年及び平成6年の異常渇水では、福岡市において、風呂や炊事、トイレ利用等の日常生活に支障をきたす程の断水が実施されるなど、広範囲に影響が及んでおり、さらに近年においては、異常気象による大規模な渇水が懸念されることから、計画規模を超える異常渇水に対する対策が求められている。

これらのような状況に対処するため、小石原川を含む筑後川水系の治水対策として平成15年10月に策定された「筑後川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）において、年超過確率1/150年規模の洪水を対象に筑後川の基準地点荒瀬における基本高水のピーク流量を10,000 $\text{m}^3$ /秒と定め、平成18年7月に策定された「筑後川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）においては、基本方針で定めた年超過確率1/150年規模に該当する洪水である昭和60年6月の洪水に基づき計算した小石原川の栄田橋における目標流量800 $\text{m}^3$ /秒のうち、本件事業による小石原川ダム洪水調節機能により140 $\text{m}^3$ /秒の流量低減を図ることとしている。これを踏まえた実施計画では、小石原川ダム地点で計画高水流量190 $\text{m}^3$ /秒のうち140 $\text{m}^3$ /秒を調節することとしており、そのための容量として4,100,000 $\text{m}^3$ を確保することとしている。

また、整備計画においては、流水の占用、動植物の保護等のための流水の正常な機能の維持に必要な流量として、本件事業の他に既設の寺内ダム、松原ダム、下笠ダム、大山ダム並びに筑後川から佐田川及び小石原川に導水するダム群連携施設により、筑後川の瀬ノ下において40 $\text{m}^3$ /秒を確保することとしている。そのため、実施計画においては、小石原川及び佐田川における利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、10年に1回程度発生し得る規模の渇水に対応することを目的として必要な流量を算出し、そのための容量として11,700,000 $\text{m}^3$ を確保することとしている。

さらに、本件事業の小石原川ダムは、フルプランにおいて、近年の20年に2番目の規模の渇水でも年間を通して安定的に都市用水の利用を可能とするために整備する施設の一つと位置づけられている。実施計画においては、フルプランの水需要予測を踏まえ、新たな水道用水として、福岡県南広域水道企業団に最大毎秒0.5836 $\text{m}^3$ 、うきは市に最大毎秒0.0664 $\text{m}^3$ を供給するため、4,600,000 $\text{m}^3$ の容量を確保することとしている。

加えて、整備計画において、異常渇水時には、小石原川ダムから緊急水を補給することとされており、これを踏まえ実施計画において、筑後川水系における異常渇水時に小石原川ダムから緊急水を補給するため、18,700,000 $\text{m}^3$ の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、小石原川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保及び異常渇水時の緊急水の補給を目的として、小石原川における活用可能な水量を増やすために佐田川から小石原川に導水する施設及び多目的ダムの建設を行うものである。本件事業の完成により、小石原川における唯一の洪水調節施設として、洪水時の流量を低減させ、小石原川

の築堤等の他の河川整備と相まって、目標とする計画高水流量を安全に流下させることが可能となり、小石原川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、10年に1回程度発生し得る規模の渇水時においても、小石原川及び佐田川における流水の正常な機能の維持のために必要な流量を維持することが可能となり、今後の上下水道整備に伴う新たな水需要が見込まれる福岡県南地域における近年の20年に2番目の規模の渇水時においても、安定供給可能な水量を確保し、さらに、緊急用として最大18,700,000m<sup>3</sup>の水を備蓄し、10年に1回程度発生し得る規模を超える異常渇水時に緊急水を補給することが可能となる。これらのことから、本件事業は流域住民の生命及び財産の保護、河川環境の保全、福岡県南地域の水道用水の安定的な確保並びに異常渇水時における被害軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者において環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、平成16年3月に環境影響評価を実施している。その結果によると、既存のダム貯水池において、選択取水設備の取水口の切替による急激な水温の低下が予測されるものの、曝気循環施設の設置により環境への影響はできる限り回避・低減されると評価され、浮遊物質量等については環境基準を超える値が予測されるものの、曝気循環施設の設置により、現状より改善されることなどから、影響は小さいと評価され、地下水の水位が低下する可能性が予測されるものの、地下水に配慮した導水路の施工方法や構造などの採用により、影響はできる限り回避・低減されると評価されていることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、起業地及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるヤマネ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ等、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているタカハシベッコウ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブッポウソウ等が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているオニコナスビ及びキエビネ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウンゼンカンアオイ、ミズマツバ及びナツエビネ等が確認されている。これらのうち重要な種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外については、保全措置により、影響が回避・低減されると予測されている。

主な保全措置としては、まず、ヤマネについては、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされているが、起業者は専門家の指導助言を受け、工事による改変箇所が生息が確認された場合は、安全な場所に移動させることとしている。クマタカについては、繁殖活動が影響を受けるとされていること

から、起業者は工事時期の配慮等の措置を講ずるとともに、専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を継続し、工事の進め方を継続的に見直すこととしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

起業地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、小石原川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保及び異常渇水時の緊急水の補給を目的として、佐田川から小石原川に導水し、小石原川における活用可能な水量を増やすための延長5kmの導水施設並びに堤高139.0m、総貯水容量40,000,000m<sup>3</sup>のロックフィルダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量を確保するうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第19号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、小石原川に江川ダム、佐田川に寺内ダムが既設されていることを踏まえ、洪水調節容量を有しない江川ダムの容量振り替えなどの方法を含め、合理的なダムサイトを検討した結果、小石原川の江川ダムより上流の地域が妥当とされたため、江川ダムより上流の地域において下流案、中流案（申請案）及び上流案の3案による比較が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、水没戸数は上流案より多いものの、基礎掘削量が最も小さく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の導水施設のルートについては、佐田川から小石原川への自然流下が可能で位置であること、集水面積が大きくなる位置であることなどを条件として選定された、佐田川の朝倉市佐田字木和田地先から小石原川の同市江川地先の間において、貯水池直近通過案（申請案）及び断層回避案の2案による検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、申請案は近隣の集落に対する地下水の水位低下の可能性が小さく、曲線区間及び施工延長が短く施工性に優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、小石原川を含む筑後川流域では幾度も洪水被害が発生していること、近年頻発する渇水が動植物の生息及び生育環境等に影響を及ぼしていること、福岡県南地域における今後の上下水道整備に伴う新たな水需要に対応する必要があること、利水計画規模を超えるような異常渇水に対応する必要があることなどから、筑後川流域の洪水調節、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保及び異常渇水時の緊急水の補給のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、利水者である福岡県南広域水道企業団や水源地の自治体の長等からなる、小石原川ダム建設推進筑後川流域連合等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県朝倉市役所及び朝倉郡東峰村役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 福岡県朝倉市江川字椎木ヶ堂、字甘ヶ瀬、字琵琶ノ首、字松平、字椎場、字ホクソ木、字栗河内、字フジノ元、字市ヶ平、字広見、字走除、字靱岳及び字アバラキ並びに佐田字佐田山、字安谷、字彦道、字荒平、字節原、字木和田及び字口ノ原地内

福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ及び字水浦地内

福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字水浦地先国有林